

## 公益財団法人日本ソフトボール協会 特定費用準備資金取扱規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下「当法人」という。）の特定費用準備資金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。

#### (原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

### 第2章 特定費用準備資金

#### (特定費用準備資金の保有)

第4条 当法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

#### (保有の承認)

第5条 当法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の号に記載する要件を充たす場合において、事業ごとに承認する。

(1) その資金の目的である活動を行うことが確実に見込まれること。

(2) その資金の積立限度額が合理的に算定されていること。

#### (特定費用準備資金の管理・運用・取り崩し等)

第6条 特定費用準備資金は、別に定める「資産運用管理規則」に基づき、管理・運用する。

2 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

3 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

4 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

### 第3章 公表

#### (特定費用準備資金の公表)

第7条 当法人は、特定費用準備資金の取り崩しに係る手続き、特定費用準備資金の積立限

度額とその算定根拠について、定款第12条第2項による書類の備え置き及び閲覧を行う。

#### 第4章 雑則

(法令等の読み替え)

第8条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和3年2月28日より施行する。